

役員の内任年齢に関する規程

(目的)

第1条 この規程は役員の内任年齢に関する事項を定めることを目的とする。

(内任年齢)

第2条 役員の内任年齢は78歳を上限とする。

附則

(実施期日)

この規程は平成15年4月1日から実施する。